



飼い犬や飼い猫が
行方不明になつたら、
できるだけ早く**届出を!!**

届出先 →

保健所(犬)
動物指導センター(猫)

警察署

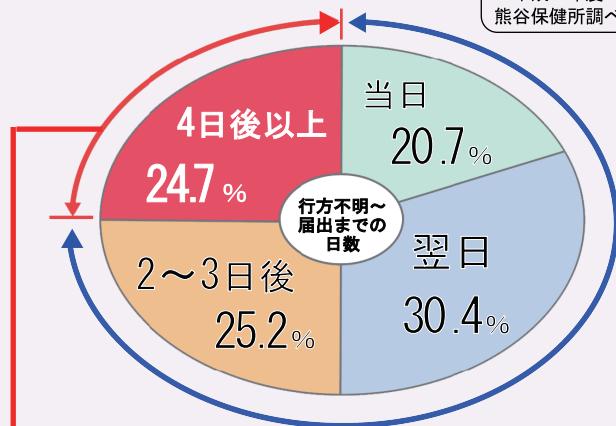
保健所等連絡先

警察署連絡先
(担当:会計課)



行方不明犬の飼い主が保健所に届け出るまでの日数

平成21年度
熊谷保健所調べ



行方不明から4日以上
経過した届出の内訳

~7日後 : 13.4%
~1ヶ月後 : 6.6%
1ヶ月以上 : 4.7%
(最長271日後)

助かるはずの犬や猫も
助かりません!!

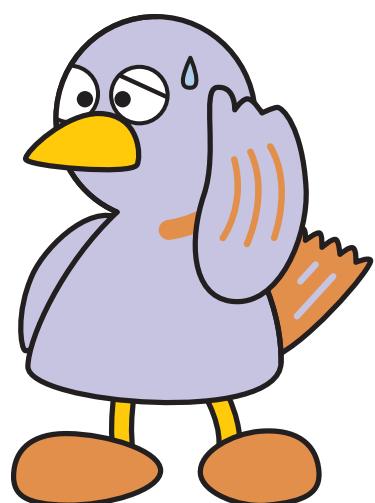


迷子の犬や猫は、保健所(犬)や動物指導センター(猫)に収容されると、飼い主との再会を待つために一定期間^{*}飼育されます。

*規定上は3日間です。できるだけ長く飼育できるよう配慮していますが、限度があります。

でも

管理期間内に本来の飼い主が現れず譲渡先も見つからない場合、犬や猫は**致死処分**になってしまいます!!



埼玉県のマスコット
コバトーン

どうやって
さがせばいいの？

→ 裏面をご覧ください

埼玉県動物指導センター

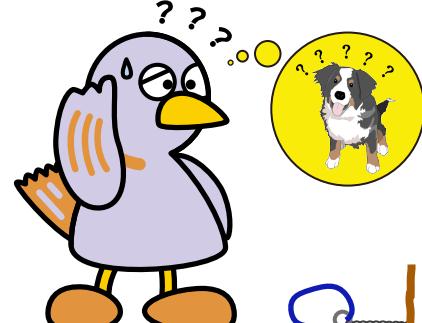
〒360-0105 埼玉県熊谷市板井123 TEL048(536)2465 E-mail : k362465@pref.saitama.lg.jp

■ 近所を探す

犬（猫）の名前を呼んで探したり、周辺の人々に聞いて回るなどの方法で、できるだけ早く探してください。また、写真入りのポスターを作って近所に貼らせてもらうなどの方法も考えられます。

※1 室内飼いの猫が外へ出てしまった場合、慣れない外界におびえて、近くの狭い場所に潜んでいる場合があります。朝や夕方など、猫が活動する時間帯を中心を探してみてください。

※2 ポスターなどを貼る場合は、その場所の管理者の許可・了解などが必要です。
(電柱などにポスターを勝手に貼ることはできません)



■ 保健所や動物指導センターに届け出る

犬は保健所に、猫は動物指導センターで保護されている場合があります。犬や猫の特徴や迷子になった日時・場所などを、できるだけ早く電話で関係機関に届け出してください。

※ 夜間や休日等の場合は、翌開庁日の業務時間帯に連絡してください。

※ 保健所などの連絡先は、埼玉県ホームページをご覧ください。

また、埼玉県動物指導センターのホームページで、各保健所や動物指導センターに保護されている犬と猫の情報が公開されています。

[保護・収容動物情報 / <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doubutu-kaikata-shuuyou-top.html>]

「埼玉県」・「収容動物情報」で検索 →

検索



■ 警察署（担当：会計課）に届け出る

地元の警察署に保護されている場合があります。問い合わせと不明犬（猫）の届出をしてください。

■ 隣接地域を管轄する保健所などへの届出

行方不明になった場所を管轄する保健所や動物指導センターの管轄区域の外に迷い出してしまう場合もあります。

管轄の保健所などに連絡する際に、そのような可能性がないかどうか確認して、念のため届け出することも検討してください。

■ 地元の役場など

保護した方が、市役所や町役場の担当部署に連絡している場合があります。

■ 動物病院で保護されていることも

交通事故などで負傷し動物病院に運び込まれていたり、情報が入っている場合があります。

念のため、動物病院に問い合わせたり、写真入りチラシの掲示をお願いするなどの方法も考えられます。

■ 清掃事務所 …

不幸にも交通事故などで死亡してしまった場合、市町村の清掃担当課などが回収している可能性があります。

場合によっては、念のため問い合わせることも検討してください。

■ あきらめずに探してください！

届け出をしたことで「探しているつもり」になってしまう人が時々います。

大事なのは「あきらめずに探すこと！」

飼い主が自ら探す努力をしなければ、迷子を危険から救い出すことはできません！

コラム

行方不明になる犬や猫が後を絶ちません

保健所や動物指導センターには「飼い犬や飼い猫が行方不明になってしまった」という連絡が年間1,000件以上あります。

犬の場合、「首輪が抜けてしまった」とか「花火や雷の音に驚いて飛び出してしまった」などが多く、猫の場合は「玄関を開けたときにすり抜けて出てしまった」とか「車のドアを開けた拍子に飛び出してしまった」などの例が目立ちます。

このような事態に備えて、鑑札（犬の場合）、「名札」や「迷子札」、「マイクロチップ」などを装着しましょう。

特に、近年は「盗難」が疑われる相談も増えています。このような場合、「マイクロチップ※」が装着されていれば、「飼い主であることを立証するための明確な根拠」となります。

震災や台風などの災害や、火事など、「想定外の事態」に対する「防災」の心構えの一つとして準備しておく必要があるのではないか？

※1 「マイクロチップ」は、獣医さんに皮膚の下に装着してもらう電子的な迷子札です。

登録された番号は世界で唯一の固有の番号になります。

※2 「動物の愛護及び管理に関する法律」の第7条第3項では、「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない」としています。

具体的な「措置」としては、環境省告示で、「連絡先を記した首輪、名札、マイクロチップ」などが例示されています。

また、首輪や名札などの脱落しやすい物を装着する場合は「マイクロチップなどの併用が望ましい」としています。

